

第 T101 作業班設置要綱

2011 年（平成 23 年）3 月 28 日

第 79 回規格会議決定

1 設置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第 18 条の規定に基づき、「時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備標準規格（ARIB STD-T101）」の維持改定について審議するため、第 T101 作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

2 審議事項

作業班は、「時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備標準規格（ARIB STD-T101）」に関する改定等の原案を作成する。

3 構成

- 一 作業班は、細則第 19 条の規定に基づき構成する。
- 二 作業班には、細則第 20 条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

4 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

5 委任

作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。